

募集要領

1. 件 名 まつやま市民便利帳の協働発行

2. 目 的

市民の暮らしにかかわりの深い窓口業務を中心に、市が行っている業務・行事などをまとめ、民間情報とともに市民便利帳として、市と民間事業者が協働発行することを目的とする。

要 件

- ・市が提供する行政情報を基本に、民間事業者が市民生活に役立つ便利な地域情報を取り入れ、付加価値の高いガイドとして市民の利便性を高めていること。
- ・転入者及び希望する市民を配布の対象として作成されること。
- ・毎年の情報の更新を行うとともに、確実に市の情報が届けられること。
- ・民間の企業の活用や広告収入等により作成されること。市は本事業に係る一切の費用を負担しない。

以上、民間の優れた創造力・経験及び実績を活用し、複数の業者から企画提案を求めるものとする。

3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり

4. 履行期間 令和5年度発行分から令和7年度発行分（配布終了）まで

5. 配布場所 松山市役所本館1階総合案内所、支所22カ所、出張所7カ所
市民サービスセンター2カ所、市民生活課 その他市長が指示する場所

6. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 当該業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 松山市の入札参加資格停止の措置を受けている者でないこと。

7. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 令和4年6月13日（月）から令和4年7月15日（金）まで
- (2) 場 所 松山市二番町四丁目7-2 松山市役所 市民部市民生活課（本館1階）
- (3) 方 法 配布場所で直接受取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

*配布時間は9時～17時（土日、祝日を除く）

8. 選定基準 選定評価書（別紙2）のとおり

9. 選考方法

- (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 事業者は、選考委員会の評価に基づき決定する。
- (3) 選考は、選定評価書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に応じて、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、協定締結の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

10. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。

11. 募集要領等に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和4年6月13日（月）から令和4年6月27日（月）17時まで

- (2) 受付方法

別紙（様式4）に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けられないものとする。

E-MAIL: siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp

また、電子メールを送信した後に、市民生活課（948-6447）まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものだけに限り受け付けるものとする。

- (3) 回答及び公表

質問者に令和4年7月4日（月）17時までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

12. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和4年7月15日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出書類 「14. 提出書類 1～5」の書類を提出すること。
- (3) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市市民部市民生活課（本館1階） 担当：早川・田口・高木
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

13. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和4年8月12日（金）17時まで（必着）
- (2) 提出書類 「14. 提出書類 6～10」の書類を提出すること。
- (3) 提出部数 書類番号6、10は各6部（正本1部・副本5部）
書類番号7～9は各1部
- (4) 提出場所 松山市二番町四丁目7-2
松山市市民部市民生活課（本館1階） 担当：早川・田口・高木
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

14. 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）
2	印鑑登録証明書（原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書（原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
6	企画提案書（6部提出）	企画書の表紙に企業者名、代表者名、担当者名を記入すること。 【記載する項目】 ・発行部数及び発行時期 ・発行ページ数（総ページ数の見込と行政情報ページ数の見込） ・使用する用紙、色数、レイアウト見本、広告ページの見本 ・掲載予定の地域情報（案）及び掲載方針 ・配布までのスケジュール ・表紙デザイン ・提案者の広告掲載基準 【その他】 おもて表紙には広告を掲載できない。また各ページについて、上部のみの広告掲載はできない。
7	会社概要（様式2）	1部提出
8	業務執行体制（様式3）	1部提出
9	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	1部提出
10	経費見込（6部提出）	任意様式（広告収入及び経費の見込 A4、縦置き）
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

15. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和4年8月末頃予定 (詳細な日時は別途通知する)
- (2) 実施場所 会場等詳細は別途通知する。
- (3) 実施時間 1者につき35分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 15分程度

(4) 出席者

- ① 1者につき3名までとする。
- ② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター及びスクリーンは松山市が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

また、新型コロナウイルスの感染予防対策として、当日は必ずマスクを着用し、発熱等の体調不良がある者は参加しないこと。

16. スケジュール

- (1) 実施手続きの開始・公表 令和4年6月13日(月)
- (2) 募集要領等に関する質問の受付・回答 令和4年6月13日(月)
～令和4年6月27日(月)
- (3) 募集要領等に関する質問・回答の公表 令和4年7月4日(月)
- (4) 参加表明書の提出締切り 令和4年7月15日(金)
- (5) 応募業者数等の公表 令和4年7月22日(金)
- (6) 提案書等の提出締切り 令和4年8月12日(金)
- (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和4年8月末頃(予定)
- (8) 特定・非特定結果の通知・公表 令和4年9月末頃(予定)
- (9) 協定締結 令和4年10月末頃(予定)

17. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から協定締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) いずれかの項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

18. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、協定内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。

19. 事務局

〒790-8571

松山市二番町四丁目7-2

松山市市民部市民生活課（本館1階） 担当 早川・田口・高木

TEL：089-948-6447

FAX：089-934-1768

メールアドレス：siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp